

不審な内容のメール(SMS)は詐欺を疑う

ショートメッセージサービス

下記は携帯電話のメール(SMS)を使用して実際に送信された架空請求詐欺のメールです。



婚約者を浮気したって仕立て上げ、別れたくせに、自分は浮気相手がいたなんて男として最低。結婚詐欺。

受信者は、メールの送信者及び内容に心当たりはありませんでしたが、過去に付き合っていた女性だと思い、メールを返信したところ、そのことだ、弁護士費用と子どもの養育費を毎月支払えとの返信があり、さらに、弁護士や警察を名乗ったメールが届いたため、このままでは大変なことになると思い、お金を振り込もうと考えましたが、振込前に警察に相談したことから、被害に遭いませんでした。



よくある架空請求詐欺のメール(SMS)の内容



- 有料動画の未納料金があります。本日連絡なき場合、法的手続に移行します。
- 3億円が当選しました。当選金を受け取るために手続が必要になります。

これらのメール(SMS)が届いても、絶対に返信をしないでください。未納料金や当選金の受取手数料と称して、お金をだまし取られる危険があります。



～被害防止のポイント～

- ・ メール(SMS)の内容が料金請求などのお金に関する場合は、絶対に返信や電話連絡をしないこと。
- ・ コンビニで電子マネーを購入するよう要求されたら、「詐欺!」です。
- ・ メールや電話でお金のお話が出たら、すぐに家族や警察に相談しましょう。